



平成21年5月15日

各 位

会 社 名 焼津水産化学工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 坂井 和男
コ ー ド 番 号 2 8 1 2 (東 証 第 1 部)
問 合 せ 先 総務・人事部長 名波 和昌
T E L 0 5 4 - 2 0 2 - 6 0 3 0
F A X 0 5 4 - 2 0 2 - 6 0 3 1

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の当社第50回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株主の皆様に対する経営陣の責任を一層明確にするとともに、経営環境の変化に対し迅速に対応するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、株券の存在を前提とした規程の削除およびその他所要の変更を行うものであります。また、本変更に係る経過的な措置を定めるため、第8章として附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
(株券の発行) 第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 ② 当社は、前条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。	(削除) (単元株式数) 第8条 (現行どおり) (削除)

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>第11条 ； (条文省略)</p> <p>第12条 (株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第14条 ； (条文省略)</p> <p>第21条 (任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員または任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第23条 ； (条文省略)</p> <p>第41条 ※1</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>第10条 ； (現行どおり)</p> <p>第11条 (株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第13条 ； (現行どおり)</p> <p>第20条 (任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② (削除)</p> <p>第22条 ； (現行どおり)</p> <p>第40条 ※1</p>

※1「第7章 買収防衛策」(第41条)の条項については、同日発表の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の一部変更及び継続に関するお知らせ」に変更案を記載しています。

現行定款	変更案
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>第8章 附 則</u></p> <p><u>第41条</u> <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他、株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>第42条</u> <u>前条および本条は、平成22年1月5日をもって前条および本条を削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日（予定）

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日（予定）

以上